右に対する昭和二五年(あ)第三四〇七号強盗殺人被告事件について昭和二六年 七月五日当裁判所の言渡した判決に対し、右の者から判決訂正の申立があつたが、 右判決を訂正すべき事由は認められない。

よつて刑訴四一七条一項に従い、全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和二六年七月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	沢	田	竹	治	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	产	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	=		郎